

社会福祉法人松寿会老人デイサービスセンター運営規程

	平成12年4月1日施行	平成29年4月1日施行
改正	平成13年4月1日施行	平成30年4月1日施行
	平成13年11月1日施行	平成30年8月1日施行
	平成14年1月1日施行	令和2年6月1日施行
	平成15年4月1日施行	令和5年4月1日施行
	平成15年7月1日施行	令和6年4月1日施行
	平成15年9月1日施行	
	平成16年1月1日施行	
	平成17年10月1日施行	
	平成21年1月1日施行	
	平成25年1月1日施行	
	平成25年4月1日施行	
	平成26年1月1日施行	
	平成27年8月1日施行	

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松寿会事業運営規程(以下「事業運営規程」という。)に定めるもののほか、松寿会指定通所介護事業所(以下「事業所」という。)の運営について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の業務は、事業運営規程第2条の規定に基づいて運営しなければならない。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 松寿会老人デイサービスセンター
- 二 所在地 秋田市浜田字陳ケ原35番地13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は別表1のとおりとし、その職務内容は事業運営規程第6条の規定によるものとする。

2 前項の別表1は、理事長が定める。ただし、職種及び員数については、秋田市が定める条例及び要綱等に特段の定めのあるものについては、それを下回らないものとする。

(利用定員)

第5条 通所介護の利用定員は25名とする。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日とし、国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日までの年末年始を特別休業とする。ただし、日曜日、祝日及び特別休業日であっても、居宅サービス計画書等に基づいてサービスの提供を求められたときはこの限りでない。

二 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

三 サービス提供時間

午前8時30分から午後4時30分までとする。

(通所介護等の提供方法)

第7条 通所介護及び第1号通所事業(以下「通所介護等」という。)の提供は、次の各号に掲げる方法により行う。

- 一 通所介護等は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書等に基づき通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成し、サービスを行うものとする。
- 二 通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。
- 三 通所介護等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するとともに、被保険者証に介護認定審査会の意見等が記載されている場合には、その指示に従って通所介護等の提供を行うものとする。

(通所介護等の内容及び利用料)

第8条 通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導に関すること。
- 二 養護に関すること。
- 三 健康チェックに関すること。
- 四 送迎に関すること。
- 五 食事サービスに関すること。
- 六 排泄に関すること。
- 七 入浴に関すること。

- 八 日常動作訓練に関すること。
- 九 レクリエーションに関すること。

(利用料の額等)

第9条 事業所が提供するサービスが介護保険の給付対象である場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準に、第1号通所事業に関する利用料については秋田市長が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割(一定以上の所得がある方は2割又は3割)の額とする。

2 前項によるほか、次に掲げる費用については利用者又はその家族の同意を得て実費を徴収することができる。

一 送迎費(第10条に規定する通常の実施地域を越えて行う送迎に要した費用)

二 食費

三 おむつ代

四 前各号に掲げるもののほか、レクリエーション、趣味活動等の材料費、その他日常生活上においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3 前項における諸サービスの費用を変更しようとする場合には、事前に利用者へ説明するとともに了解を得るものとする。

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、秋田市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

2 非常災害の発生時に際しては、速やかに対応することができるよう事前に具体的計画を策定するとともに、避難訓練、救出訓練等を実施する。

(守秘義務)

第12条 職員の守秘義務については、事業運営規程第22条の規定によるほか、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条の2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないこと。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

(損害賠償)

第13条 理事長は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(その他)

第14条 事業所は、事業運営規程及びこの規程の概要、職員の勤務体制並びにサービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

2 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

3 職員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの強要又は当該サービス事業者からその代償として金品その他の利益を収受してはならない。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等の諸記録を整備し、その完結の日から2年間これを保存する。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は理事長が定める。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。

別表 1

職員の職種及び員数

職 種	職 員 数	備 考
セ ン タ ー 長	1 名	
生 活 相 談 員	1名以上	
看 護 職 員	1名以上	
介 護 職 員	3名以上	
機 能 訓 練 指 導 員	1 名	
事 務 員	1 名	
技 術 員	1名以上	
調 理 員	1名以上	

別表 2 (削除)